

事務中級 第13分野 請求と支払い	
解説	社会保険診療支払基金
	支払基金は、健康保険、船員保険、各共済組合などの職域保険の患者さんの医療費について、それぞれの保険者から委託を受けて、医療機関から提出された診療報酬の請求内容の審査と医療費の支払いを行っています。
	国民健康保険団体連合会
	国保連は、国民健康保険(退職者医療を含む)の患者さんの医療費について、保険者から委託を受けて、医療機関から提出された診療報酬の請求内容の審査と医療費の支払いを行っています。
	翌月10間での請求
	医療機関は、医療費の請求を月毎にまとめ、診療した月の翌月の10日(支払い基金では、審査委員会の日程などから、毎月7日位に提出してもらいたいとしています。)までに提出することになっています。11日以降に提出された場合は、翌月分の処理まで支払基金に保管されます。
	時効
	診療報酬の時効は、一般的に診療を行った月の翌月の1日から3年間で完了するので、それ以後は請求できません。
例題1	健康保険、船員保険、各共済組合などの職域保険の診療報酬はどこに請求されるか
解答	社会保険診療支払基金
例題2	国民健康保険団体連合会はどこから委託を受けて、請求内容審査と支払いを行っているか
解答	保険者
例題3	診療報酬請求の請求期間と、請求書の提出期限はいつか
解答	請求期間は毎月末締めで請求を行い、毎月10日までに請求書を提出する
例題4	社会保険の場合、請求書の締め日が7日なのはどうか
解答	審査委員会の日程などから、毎月7日位に提出してもらいたいとしている
例題5	診療報酬請求の時効は何年か
解答	5年